明治四十五年一月三十日

繛 令

○和歌山縣合第五號

明治三十五年八縣合第八十九號與行取締規則左ノ通改正ス

明治四十五年一月三十日

與行収締規則 則

演

第一條

本則コ於テ興行ト稱スル

八營利

ノ目的ラ以テ公衆ニ對シ左ノ各號ノ行為ラ為スラ謂フ

第一章

其ノ他ノ興行

淨瑠璃、

キネオラマ、幻燈、映書等ノ映寫又へ展覽

其ノ他ノ音曲ノ類チ演スルモ

曲馬、 活動寫異、 曲為, パノラマッ 相撲。 落語。

生人形、

第11回日期

繪書等美術工藝品、 明治四十五年一月三十日 動植物、 鑛物其ノ他

> 川 村 竹 治

和歌山縣知事

手品、手踊其ノ他ノ諸演技 をおお十八年第三種郵便物図可 ノモノ、展覧又へ蓄音機ノ使用等

當設 興行 場の建築 也 ٨ ŀ ŀ ス 11 者 27 左 ノ事項 ナ 具 ・當 鶌 アノ許 リナ受ク ヘシ其 ノ之サ移轉

項ノ外記 載 ススル 修繕、 チ 要也 變更 ス 七 L ス n ŀ ÷ 亦同 3/ 但 21 增築、 改築、 修繕、 髪更ノ場合 ハ必要ナ 11

ノ性間、

敷地

總坪數。

場名アルトキハ其ノ名称、

使用

ノ目的、

他人

1 所有地

+

n.

þ

建物 ĮĮ アノ承諾 1 本面 審

(四隣一町以内・ 人客 ノ席 所想 ルタル縮尺六百分ノー 地物ラ表示シ樞要ノ簡 階段、壁及便所等ノ 盤、出入口、非常口、 簡位殖 置路 等月 +1 明開 記り シ方 夕[1] 「 報尺五十分ノ 採光換氣窓、

圓 入ノル地

四 五 明小 建物 場者定員 記屋 シタル 1 調画 縮尺五十分ノー 尺二十分ノー乃至料ノ種別寸面等サ 床 伏 十分ノン明記レ 圖 (程及床棚記 シール 外 面 大部 圓 縮前 和尺五十分ノー)、根太等ノ位) 尼五十分 一後 及設計仕樣書 面

小屋伏圖

屋合

和小

第四條 第三條 ŀ 常 r 常設 γz 證 鄭 興 行 行 塢建 搗 n 設 學 校、 ノ許 可 病院、 チ 一受ケ 官公署其 左 儿 者 = 他 ₹/ 必要 テ 左 ノ各號 1 認 ٨ 1 n 場所 ---該當 = 對 3 ス 適 12 當 ÷ 1 又八公益上必要ト 距 離 ナ 取 ラ ₽ ٨ 12

六、

落成期

限

落成期 許 B 可ラ受ケ 渦 心後六十 31 Ė 150 H ラ 過 3 y 2 六 n + モ 落 H 战 ナ 過 t # n 72 n ŀ £ I. + 串 = 着手 t # ル ŀ

J

n

ŀ

÷

其

つか許

可

7

取

消

ス

3

ŀ

r

ル

^

シ

ŀ

三階以上ニ客席チ設

£i. 常 設與 不行場 構造洛成 v g 12 ŀ ÷ ハ當 1 1 使用認可ラ受ク V 增 樂 改 修繕 變更

第六條 傷合亦同 常說與行 場チ質受ケ又 1 識受 ケ 5 N ŀ ÷ de 當學首 連署 1 上五 日以 × M 又八家督相續 二當鄉 2 屆 若 出 1 9 產 相

第七條 = 因 常設 ŋ 興行 與行場所 場ノ所 有看 有 櫨 1 住所 4 繼 序 氏 ż 名 办 N 2 異動 ŀ 七 又、代表者 チ生シ又ハ 廢場 ノ機更若 V A 八住所氏名 n ŀ

異

チ

生

第八條 仮 五 " 日以內 八行場 :: 當順 ナ 建設 = 屆出 ti L 2 ŀ ス 12 者 14 其 1 都 度 第 '條 = 準 V 所轄營祭官署 許叫 チ 受ク

所轄醫察官署 7 事項 時 搆 他 造 24 1 答成 具 危害線 建物 防 チ M 代用 义 12 へい衛生 ŀ 4 せ が所 J. ŀ ,

ス

N 警

ŀ

中

前 ۲

二項及 使用

其

フ制則

1

準

用

ス

爲

必

要

ア

ŋ

認

L

n

與行

塲 規定チ 3

改築

修

更

節九條

但 項 行場上

シ第四號

3

Z

11

÷

七

Z

轄

察官署

1

認

可

チ受

7

~

與

行

3

相 當 1 設備 第二章 チ 命 ス n 拂造及御 = ŀ n

常設 幅員四間以上 酮 脳場ノ構 建設 ス 造 12 道路又 六左 a ナ 制限 得 八道 ス 路 三依 1 幅員 1º ^ ナ V

通

シテ四間以上ノ空地ナ有ス

N 塢

所

=

面

ス

3

非

ŀ

第十條

建物 1 1 左右及後 射入及空 氟 面 **八二間以上** 1 空地 ナ 存 ス n 3 1 窓其路 幅員ま算

流通 3 + 11 = 便 + ラ 3 J. 12 爲 適 當 1 塲 所

屋上へ 不良燃質物テ以テ葺覆スル

客席ニ ハ其 ノ前後左右(二階棧敷ニ在リ = 幅二尺以上及竪二九尺以內横二二間以內每

尺以上ノ ナル通路チ設ク

七 客席 ル前后双互ノ距離 1. ハ凡テ一坪十二人詰以下ノ割合ト為スコト若腰掛チ使用ス \_ 尺二寸以上ト為ス Ħ ルトキ 八其ノ幅ラー尺以上

Ą テ斟酌スル ノ階段、左ノ制限ニ依ルヘシ但と最寡定限以外ニ野 Ħ ŀ アル 3 2 12 E 1 ニ付テハ(ロ)ノ制 ハ建物

17 入場者定員五百人未滿ノモノニ在リテ 秋况二依り階段 ノ個數チ増加セ v 4 , n 階段ノ幅内法五尺以上ニシテ賦上六寸以 = ŀ アルヘ

3

面

,

左右両

端ニ

一各階段

一個

チ 設

n

n

3

ŀ

伹

シ入場者定員千人以上ナルト

以上、五十人未滿ヲ増ス毎ニ幅內法二寸五分ヲ増加スルコト但シ入場者定員三百人 九寸以上ト モノ 3 在 ŋ 為シ(勾配六寸七分ヨロ急ナラサ テ 'n 幅內 法四尺迄二减少 ス 12 Ħ ~ヨト以下仝シ)入場者定員五百人 ŀ ・サ得

隅段及、螺旋狀 六尺以上ノ階段 階段 ノ壁コ 45 一在 ノ階段チ設クヘカラサ 4 N リラハ更コ中央コ同様扶棚 部分コム高 サニ尺以上ノ堅牢ナル扶欄ラ n = ラ設 n 2 設 n n 3 ŀ 但 7/ 幅內

九 床上ョリ七尺以上ト為 ノ高 サト 床上 スコ 謡 リ十八尺以上ト為スコ トナ得 ト但 シ廊下及二階後敷ノ天井ノ高サ

人其

n 前 h 高 바 尺八寸以上ノ欧 4 + ηL 扶欄

チ設 " n 3 ŀ

客席 = チ設 ルトキ 地盤ヨリー尺以上ト ハ石煉瓦漆喰敬又ハーコンクリート 為スコ 一十為ス

口八左 設 ノ制限 # 依 14 へシ祖シ入場者定員五百人未滿ノ劇場及百人未滿ノ二階棧歌

在リテハ建物ノ狀况ニ依り本誠ノ制限ラ適當ニ斟酌スルコトアルヘシ

入場者定員十人未滿ノモノニ在リテハ適當 所以上ラ設ケ人場者定員千人以上、五百人未滿ラ増ス毎二一箇所 ノ場所ニ高サ及幅内法六尺以上ノ非常 ノ割合テ以 Ü テ

二階後效 面九寸以上ノ 八入場者定員五百人未滿ノモノコ在 非常用階段二個以上,適當ナル場所 りテハ幅内法五尺以上賦上六寸以下踏 二設ヶ入場者定員五百人以上、五

スル

出入口及非常ロノ扉ハ外開 十人未滿ヶ增ス毎ニ幅內法二寸五分以上ヶ增加 キ戸及い適當ナル引戸 } 寫 ス ス 3 3

前 面 出入口ト客席トノ間コ見隠 ノ外入場者定員千八未滿 シチ設クルトキハ容易コ ノモノニ在 リテハ高サ内法六尺以上幅内法 取外,得一十装置 上為 ス 九尺

以上ノ出口ヲ設ケ入傷者定員千人以上ハ五百人未滿 前面 非常ロニ 二八木戸口 ñ 內部 ョリ賭易き場所ニ竪一尺五寸幅五寸ノ黒板ニ非常口ト白 チ増ス毎ロ幅三尺以上チ増加 書シ常二釘付シ ス N 3

為人 嗣聞《入場者用 ノ扣所及通路へ客席ョリ見透 ト臨人用トチ區別 ササル様構 ~ 各客席 ij 造 スル 間 以上 ラ隔 テ適當ニ構造

0 3

適當ナル場所 の非常用 井戸一ヶ所以上ヲ設 クル 3

ス

n

=

## 第十一條 常設占席 ノ構造へ左ノ側限 = 從フへ

- 一階機敷又二階居 ラ階段 、左ノ制限 = 仮ルへ シ但シ本號ノ最寡正限以外ニ設 クル \*
- 付テハ(ロ)ノ制限 ボチ 斟酌 スル = þ P N

1

前面 物ノ狀况ニ佐 ノ左右両 y 端ニ各階段一個チ設ク 階段 1 個數チ増加 七 v ムル = ŀ アルヘシ

N

コト但

レ入場者定員五百人以上ナルト

×

,,

建

1

=

- 22 入場者定員三百人未滿 以上サ増加 =面九寸以上ト スル スル = トサ得 コト但シ入場者定員百人未滿 為シ入場者定員三百人以上へ五十人未滿ヲ増ス毎ニ幅內法二寸五分 ノモノニ在リテ 八階段 ノモ ノ幅内法四 ノコ在リテハ 尺以上ニシテ蹴上六寸以下 階段 ノ幅内法三尺迄
- 入場者定員三人未滿 迄ニ减縮スル 上二階席者 二個以上チ 分以上ラ 增加 、二階棧敷=在 當 + ス チ得 n ル 場所二設ケ入場者定員三百人以上、五十人未滿ラ増ス毎二幅内法二寸 7 ノ寄席 ŀ 但 シ入場者定員百人未滿ノ二階後敷 二在リテハ階段 リテハ幅內法四尺以上就上六寸以下踏面九寸以上ノ非常用 三在リテハ高サ內法六尺以上幅內法四尺以上ノ非常口二ヶ所以 ノ幅内法三尺
- 四 前面 ケ入場者定員三百人以上、五十人未滿ヲ増ス毎ニ幅五寸ヲ増加スル 二、木戶口 ノ外入場者定員三百八未滿ノモノニ在リテハ高サ及幅內法六尺以上 ) } 第十五 ノ出口

=

第十二條 第十七號乃至第二十號 場寄席以外ノ常設興行 第三號乃至第七號、 傷ノ構造 八寄席 第八號(八)(二)第九號乃至第十二號、 コモ亦之ヲ適用 ハ定員 五百人以上ノ ス ŧ ノニ在 リテハ劇場 第十四號、 ノ例 依 定

バノ 例 Á 二依 ラサ ŧ コトサ得 3 在 y テ n L 寄 席 ø ŀ 例 アル 依 W 3 但 シ特 植 構造 ナ必要 ŀ ス 毛 ĮŠ. 在

常設興行場。 へ適當ナル消火器五個以上及非常用蓄水器,設備 ス

仮設興行 造 公左 ラ朝 限 二從 フへ

棧敷 八堅牢 シテ高 # 五尺以下ト v 其 ノ下ニ客席 チ設ケサ

當ノ屋根 Þ 設 2 n 3

い板叉 綿布 類 テ以 テ園 スル = ŀ

便所八臭氣 客席 二連セサル 場所 二設ヶ男女チ區別を其ノ他相當ノ設備テ為スコ

幅六尺以上 ノ非常口 個以上チ設 2 11 ŀ

用ス 則第十條第三號第六號第七號第十四號第十五號第十七號第十九號,規定へ仮設興行場ニ之チ

ス

=

易き物品チ酸器スル場所ハ適當ナル

防

第十五條 火裝置サ為スへ 第八條第三項 火鉢、 煙草盆其ノ ノ場合ニ於ニテ前 他火災 二項 ノ原因ト ノ例ニ準 爲『又八燃焼

第三章 行

演劇の劇場以外二於テ之チ為スコ トラ得

9 ı 興行サ為サムト 項 費シテ十日以上 =異助ラ生 v スル者ハ左ノ事項ラ詳記 ノ興行ラ為シ又ハ前興行後三十日以内コ Ħ ルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可サ受ク **ル所轄警察官署** 1 於テ 許可 ~ 興行 伹を第八條 サ受 タヘシ チ 爲 × Ĵ 其 興行場 ノ許 サ得 可 チ受 ス 在

11

所場名アル ノ種類演劇ニ在リテハ其ノ藝題 モノハ其ノ場名

興行ノ期間及開閉 活動寫具。 ノ時刻 木戶鏡、下足、火鉢、 現目鏡, 幻燈、

盛人アルモノへ其 ノ住 所、 氏名藝名アル モノ ハ其ノ鵬名及鑑札寫

敷物料其ノ他入場者ョリ牧受スへキー切ノ料金額

出版中水

こ在リテハ其ノ脚本又ハ筋書若ハ説明書

及其ノ名稱 入鄉料又八席科

前項ノー デ必要アリト 燈火ノ位置。 興行者。 認ムル シテ興行場ノ所有者コ非サル 種類及其ノ裝置ノ方法 トキハ與行前ニ於テ體 ア試験 、其 為ス ノ所有者ノ連署チ要ス所轄警察官署ニ於

Ŧ

トナチ得

項 L ノ場合の於テ他人ノ 猛悪ノ動物又、其ノ演藝テ スル者へ前條第 祭典縁日等ノ場所ニ於テ一定ノ 家屋前 項各號 ナルトキハ其ノ ノ事項及其 人觀覽 興行協き建設ス t ż 上北上 ノ設備 住居者又へ管理者ノ承諾チ要ス ÷ ラ詳記シ所轄警察官署ノ 八其 ルコトナク路上又へ路傍三於テ興行 ノ棚欄又ハ繋鎖ラ堅牢 許可ラ受タへ = レ危險ナ 力 ታ ラ

興行者ハ左ノ行為チ為シ又ハ為サシムヘカラス

行人の對シ入場 テ照 コル等ノ =

傷内ノ通路ニ物品チ置 ノ他従業者 ノ休息所 キ又ハ其 三他人テ入レ若 ノ他 《所為二因》 ハ藝人ナ客席ニ入ラシ 通行ノ妨害 ٨

何等ノ名義ニ拘ラス抽籤又へ射倖ノ方法二依り入場者ニ金銭物品其ノ他ノ利益ラ供與ス

劇場以外ノ興 行傷ニ於テ演劇類似ノ所 為チ稿 ス ¥

入場者ノ定員 ナ超過シ若ハ客席以外ノ場所コ入場者テ入ラシ

弋 安リニ 一時事 マチ 諷刺 シ双ハ政談 コ粉ハシ 中行為 + 為ス

九 畸形ノ人体又ハ其ノ演技、 犯罪ノ方法手段ラ誘致助成 猥褻り物品動作又ハ恩臭テ發スルモノラ観覚セシメ其ノ他公安 スル ノ嫌 ア ル行為ラ 爲ス =2

風俗 ニ害アル行為ラ為スコト

事實 惨酷 相違 三沙ルノ嫌アル行為其ノ他入場者テシテ不快ノ念ラ起サシムル嫌アル行為ラ為 スル看板又ハ之ニ類似 スル モノチ表示シ又ハ虚偽 ノ贋告 チ篇 ス

ŀ

ス

第二十一條 興行 中警察官吏臨監 シタルトキの其ノ求ムル席ラ供スへシ

ノ膜アリト 認 ムル トキハ與行ノ停止ラ命 スルコトラ得 第二十二

臨監警察官吏ニ於テ興行

1

種類、

方法、

説明又く一

般ノ狀况、

公安若ハ風俗ラ害

ス

アリ

所轄警察官署ニ於へ興行ノ種類、方法、 發明又へ一般ノ狀况、公安若へ風俗ヲ害スルノ虞

トキハ其ノ興行ノ許可チ取消スコトテ得

第二十四條 第二十三條 カラス 興行 入場料又八席料、 場ニハ賭易キ場所チ選=三ヶ所以上ニ入傷者ノ定員チ掲示シ**定員外ニ入場** 木戶錢、下足、 火鉢、 敷物料其ノ他總テ入場者ニ請求 スル金額 七

及其

c

示 p 八木戶口及 ル以外ノ金銭チ請求スヘカラス 心其 ノ他賭易キ場所チ撰=竪一尺幅二尺ノ黒板コ白書シ三ヶ所以上ニ揚示シ

第 客席 = 供

スル敷物へ清潔ナルモノチ用ヒ且の時々日光ニ曝シ客席へ毎日興行開始前拭

7 ₽/

第 一十六條 場內及便所等 八時々播除 シ便所ニハ防臭劑チ撒布 ス ^ v

第 ス 1 興行時間 チ 必要 八日出 スル興行ニ在リテ ョリ夜間十二 x 興行中三十分以内毎ニ五分以上ノ休憩時間 時立チ眼 7 ス但 ₹ — 興行十二時間以上繼續ス N þ p.

第 一十八條 時間 中 ・ス適宜 窓月 ラ開放シ室内ノ換氣 チ第スへシ 退散 スル迄非常口、

۲

夜間 興行スル トキ 日沒前 Ħ リ入場者ノ 全ク

出入口、

客席、

廊下、

ア量さ

其

階段及便所三 代フ 燈火ノ燃質物 へき適 當ナル燈火ラ点スル設備 ハ燈火チ点スヘシ若シ電燈又ハ瓦斯燈 コ接近スル場所ニ の適當ナル防火ノ設備 ラ為シ置 2 ヘレ姐 ラ使用 レシ非常 サ為ス ス 12 ~ 口 ŀ ノ燈火 牛 火其 ハ赤色ノモノチ用 ノ故障ノ場合コ於テ之 ゥ

所轉警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ燈火 チ得 ノ種類個數、 位置又い其 ノ設 以備方法 コチ指定 スル =

光線ノ遮断ナ必要トスル興行 三在 リテ ハ晝間 **▶雖各前項及其** ノ調則 規定チ準 用

第二十九條 届出 9 興行 1 許可ラ受ケタ n 日數 內 = 於テ休業セ 4 ŀ ス N ۲ ÷ 1 直 三其 ノ冒所轄 警察官署

第三十條

興行中表出人口

八常

三開放シ非常口ニハ鎖鰡チ施サス火災其ノ他

ノ事變ニ際シテハ入場

テ 容易 = 屋 外 Ш 9 12 3 ŀ チ V ムヘシ

則

第三十 本則第二條第五條乃至第八條第十三條第十五條第十六條第十七條第 一項 第十八條

項 大 n 十九條乃至 者又、第九條第 第二十一條第二十三條乃至第二十七條第二十八條第 二十二條第一項第二十八條第三項ノ處分三從 ムサル者の拘留又ハ科料 一項第二項第三十條『違反

第三十二條

業務

Ŀ

コ廟シ代理

夫

家

族雇人其ノ他ノ從業者ノ為シ

タル

行為

=

付テハ

自己ノ指

出

÷

ル場合ト雖第三十

條 人戶

ノ處罰ハ之チ興行場、

所有者又、興行者。科

ス

ノ戯罰

18

之

第三十三條 其 、コ適用スヘキ 7 法定代理人 興行場所有者又い興行 處罰 三科ス但シ成年者ト同一ノ能力テ有 n 之テ法定ノ代表者ニ科 = シテ未成年者又ハ禁治産者ナル スル米成年者ニ在リテハ此限ニ在ラス トキハ第三十一條

第五章 則

第三十 官公署又ハ學校等ニ於テ經管スル展覧會競技會其 第十三條乃至 四條 **營利ノ目的ニ非スト雖公衆ニ對シ第一條各號ノ行為ヲ為サムトスルト** 第二十二條第二十五條乃至第二十八條及其一罰則 ノ他興行類似 ノ規定サ準用 施設 コ關シテ 2 / ハ本則 ÷ 本則第八條 ノ規定ラ

第三十六條 第三十五條 本則 未成年者又八禁治產者 立依 いり當廳 1 差出 ノ願届へ法定代理人ノ連署ナ要ス ス ヘキ 願 屈書 ハ總サ所轄警察官署 ナ經 由 ス ~ v

適用セ

第三十七條 本則施行前 = 建設 3 1 12 劇場 寄席其 ノ他 , 興行傷 7 テ 本

**第二日東原物即可**)

則

二適合

눈 #

n

ŧ

1

改

明华四十五年一月十三日

小修繕ノ場合ト雑必要アリト記ムルトキへ前項ノ規定ニ拘ラス本則二從ハン 築又八大佐輔ノ場合コ於テ本則 本則施行ノ日ヨリ六箇月以内 コ改造スヘシ ノ構造制限ニ從フヘシ但シ第十條第七號ノ規定ニ抵觸スル s. N N Ŧ シ

#### 告 示

○和歌山縣告示第三十五號 兵庫縣養父郡養父市場村二於テ本月十一日和確牝牛 明治四十五年一月三十日 辞

一頭氣腫疽ニ罹り磐死セン目通知ア

和歌山縣知事

Щ

村

竹

治

# 令

### )明治 十一級俸下賜 四十五年一月二十五日

0

○明治四十五年一月二十六日 新宮中學校縣出納更及物品出納更交替二付照查員す命ス

### 彙 報

轉任 遇 京都府何應即立女子實業校長兼敘論正八位藤井勘ハ本月二十五日德義中學校教論 博任セリ

藤 井 勯

德義中學校教諭

當 春

東牟燮郡書記

高

(奏任待

村吏員ノ 異動

| 明治四十五年一月二十五日中期明治四十五年一月二十九日中期            | 記号观场  | 尼才量  | <  | <b>光</b> | 多風  | 1      | 最高報温 | 泉   | 均氣    |     | 種目  |            |                       |
|---|---|------|----|----------|-----|--------|------|-----|-------|-----|-----|------------|-----------------------|
| 三十日安行                                   |   | 1    | 嵴  | 二米九      | 北西  | 冰点下一度九 | 10度0 | 三度〇 | 七六六縣一 | 前。年 | 1   | 自一月廿五      |                       |
| 即洛四十五年一月二十九日印刷明洛四十五年一月二十九日印刷            |   |      | 量  | 二米九      | 北東  | 二度二    | 八度〇  | 四度九 | 七七〇颗八 | 水   | 五   | B          |                       |
| - 1                                     | 隨間結霜  |      | 調  | 三米三      | 北四  | 冰点下一度四 | 11度三 | 四度一 | 七六五精二 | 前年  | 一月廿 | 七日氣象       | TO THE REAL PROPERTY. |
|   | 終日降剛  | 一八耗七 | 雨  | 11米11    | 北東  | 三度四    | 五度五  | 四度四 | 七六五畅二 | 本。华 | 六日  |            |                       |
| 印刷人關本和歌山市北外質町六番地                        | 夕刻  | 入親五  | 5  | 三米三      | 北々東 | 三度四    | 六度九  | 四度九 | 七八五卷三 | 前   | 一月廿 | (和歌山測候所觀測) | *                     |
| 脚 · 一 · · · · · · · · · · · · · · · · · | 間月暈チ映み<br>でいる<br>では<br>では<br>では<br>では<br>では<br>では<br>では<br>では<br>では<br>できる<br>できる<br>できる<br>できる<br>できる<br>できる<br>できる<br>できる<br>できる<br>できる | ı    | 华晴 | 三米七      | 北   | 二度六    | 七度四  | 四度入 | 七六八精二 | 水   | 世田田 | 製御)        |                       |